

基本目標 4

個性と創造性を育むところ豊かなひとづくり

- ▶ 教育力の向上、生涯学習・スポーツの環境づくり、芸術文化の振興により、郷土の歴史・文化を次代へ継承し、未来を担う個性と創造性をもったところ豊かなひとづくりを推進します。

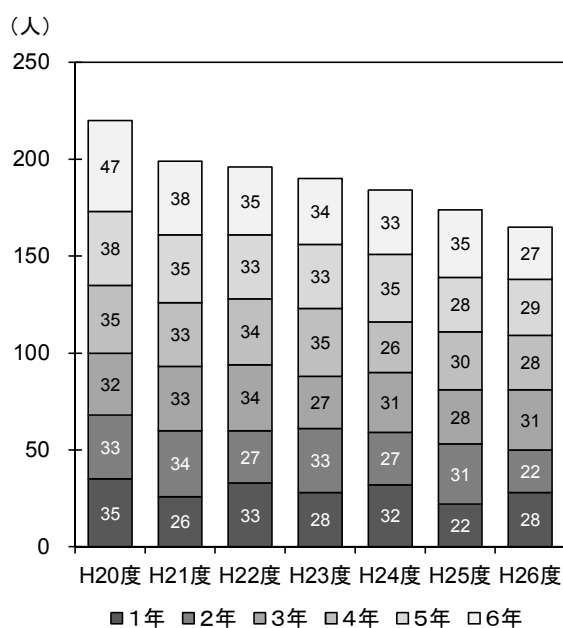


1 現状と課題

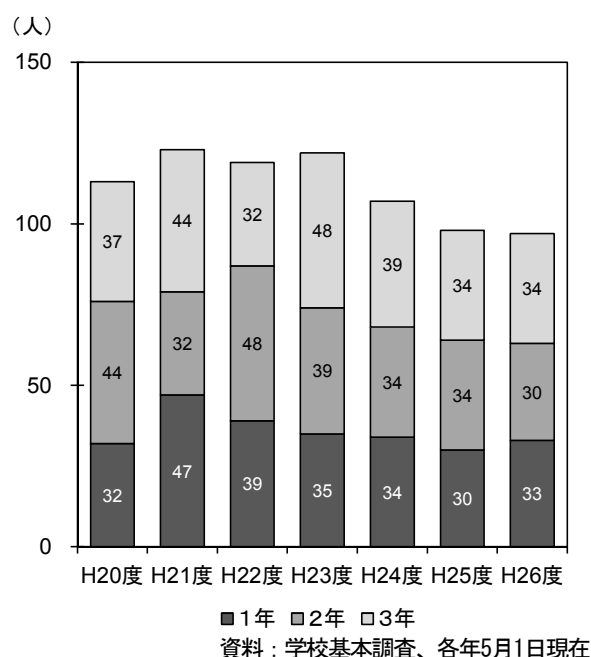
現在、本町には小学校2校と中学校2校が設置されており、恵まれた自然環境のもと「郷土を愛し、個性豊かな創造性に富み、心身ともに健全で人間性豊かな町民の育成」を目指した教育を実践してきました。しかし、近年は子どもの学力や学習意欲の低下が社会的な問題となっています。また、少子化、核家族化の進行等を背景として児童・生徒の人とのふれあいが希薄になり、生命を尊重する心、思いやりや感謝の心等「心の教育」の低下が問題となっています。さらに、学校においては、国際化、情報化等の社会環境の変化に対応した教育が求められています。

そのため、教育内容を精選し、基礎的、基本的な学力や行動力を確実に習得できるよう努めるとともに、地域社会との連帯感の育成を目的とした福祉教育や国際化、情報化に対応した教育、さらには地域資源を生かした、郷土学習等のほかにはない特色ある学校づくりを進めていく必要があります。また、急速な少子化により児童・生徒の数が減少していることから、学校統合も視野に入れつつ、教育施設の整備充実を推進していくとともに、創造性豊かな次代の担い手づくりを進める必要があります。

小学校児童数の推移



中学校生徒数の推移



2 目指す方向

児童・生徒一人ひとりに人間形成の基礎や個性と能力を伸ばす特色ある教育を提供し、幅広い知識を身につけ豊かな心を育むとともに、地域への愛着と誇りをもち地域社会や家庭とともに子どもの「生きる力」を育む教育を目指します。

また、国際化、情報化、環境問題等の社会変化に柔軟に対応できる教育内容や指導体制の充実に努めるとともに、教育施設や設備の整備により、ゆとりある教育環境の創造を目指します。

3 主要施策

学校教育・地域教育の充実

①義務教育内容の充実

②義務教育施設等の整備

③義務教育指導体制の充実

④特別支援教育の充実

⑤地域社会との連携

①義務教育内容の充実

- (1) 自ら学び考え、進んで表現する力を育成し、基礎的、基本的な学力や行動力の確実な定着を図り、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた指導方法を工夫改善し、個性、創造性の伸長を重視した特色ある教育を進めます。
- (2) 情報社会に対応した情報機器の更新やALT（外国語指導助手）による外国語の授業等、情報社会、国際社会に対応する教育内容の充実に努めます。
- (3) 教師と生徒間でのコミュニケーションを図り、生徒の主体的なパソコン教室等での学習活動への参加や学習意欲、思考力、判断力等の向上を目指し、学校教育においてICT（情報通信技術）を活用した授業実践ができる環境を整備します。
- ★(4) 質の高い教育を目指し、研究授業の相互参観や学校行事の共同開催といった連携をさらに拡充し、生活、学習等の実践交流を通じて校種間連携を図ります。
- (5) 共同の学習体験や幅広いボランティア体験を教育に取り入れ、自分をみつめ、相手の立場に立って考え、行動し、集団の中で自分を生かせる児童・生徒の育成を図ります。
- (6) 運動に親しみ、スポーツ活動を通して味わえる楽しさや喜びを経験し、体力づくりに励むことでたくましい体と豊かな心を育てます。

- (7) 豊かな人間性を育むため、読書活動や合唱（歌唱）に積極的に取り組むとともに、保育園をはじめ、小中学校間の交流教育を計画的・継続的に進めます。
- (8) 児童・生徒の道徳や正しい人権意識、社会規範意識を高めるために「心の教育」を推進します。

②義務教育施設等の整備

- (1) 安心・安全な教育環境の創出と地域的一体感の醸成を図り、ゆとりとうるおいのある良好な教育環境を維持、確保するため、大規模改修や耐震補強をはじめとした校舎の改修や少子化により児童・生徒が減少していることから学校統合も視野に入れ、教育施設の整備を計画的に推進します。
- (2) 情報社会・国際社会に的確に対応できるよう、コンピュータをはじめとした情報教育機器の整備充実を図るとともに、教育課程に適合した教材、教具の整備に努めます。

③義務教育指導体制の充実

- (1) 社会の変化に対応した教育観を確立するため、教職員が幅広い視野と専門職としての深い知識を得られるように積極的に研究や研修活動を奨励・援助し、教職員の指導力向上を図り、その成果が学校現場に還元されるよう努めます。
- (2) 児童・生徒の健全な育成を図るため、家庭や地域社会と連携しながら、社会生活上の基本的ルールを身につけさせる等、指導体制の充実を図ります。
- (3) 児童・生徒のいじめ問題や悩みごとへの早期発見、早期対応のために、関係者による組織的、継続的な調査、相談、支援等の充実に努めます。

④特別支援教育の充実

- (1) 心身に障がいのある児童・生徒一人ひとりの特別な教育ニーズを正しく理解し適切な指導体制を確立して個人の能力・特性を引き出し最大限に伸ばすことのできる教育内容の充実に努めます。
- (2) 保護者のみならず、地域の人々の特別支援教育に対する理解と支援への啓発を図ります。

⑤地域社会との連携

- (1) 学校施設等の地域住民への開放や地域ぐるみで学校教育活動を支える体制づくり等、地域社会と連携した教育の発展を図り、地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを進めます。
- ★(2) 学校と地域社会の連携による本町の自然や歴史等の郷土学習、生活文化等の地域特性や素材を積極的に活用した特色ある「ふるさと教育」を実施するとともに、児童・生徒の郷土に対する関心と理解の向上に努めます。



1 現状と課題

生涯学習は、町民の生きがいづくりだけでなく、家庭、地域における社会的関係や人間関係を豊かにするものです。本町では、毎年、生涯学習計画を策定し、各種講座やセミナー等を開催し、学習環境の充実に努めてきました。

今後とも、ライフステージに応じて「だれでも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、指導者の養成、確保を図り、町民が主体となった自発的な学習活動を支援する環境づくりを進める必要があります。

一方、生涯スポーツについては、町民の健康・体力増進のみならず、家族間のふれあいや地域の連帯感の醸成等、日常生活を明るく豊かにする活動として重要な役割を担っています。近年は生涯スポーツに取り組む人口が増加傾向にあり、本町においても「町民1人1スポーツ」を目標として、ニーズに応じた環境づくりを推進してきました。

今後とも、だれもが身近なところで気軽に楽しめるスポーツを推進するため、その機会の提供と施設の整備に努めるとともに、指導者の養成・確保を通じ、町民のスポーツニーズに対応できるプログラムサービスや指導サービスを充実し、地域に根ざしたスポーツ活動を振興する必要があります。

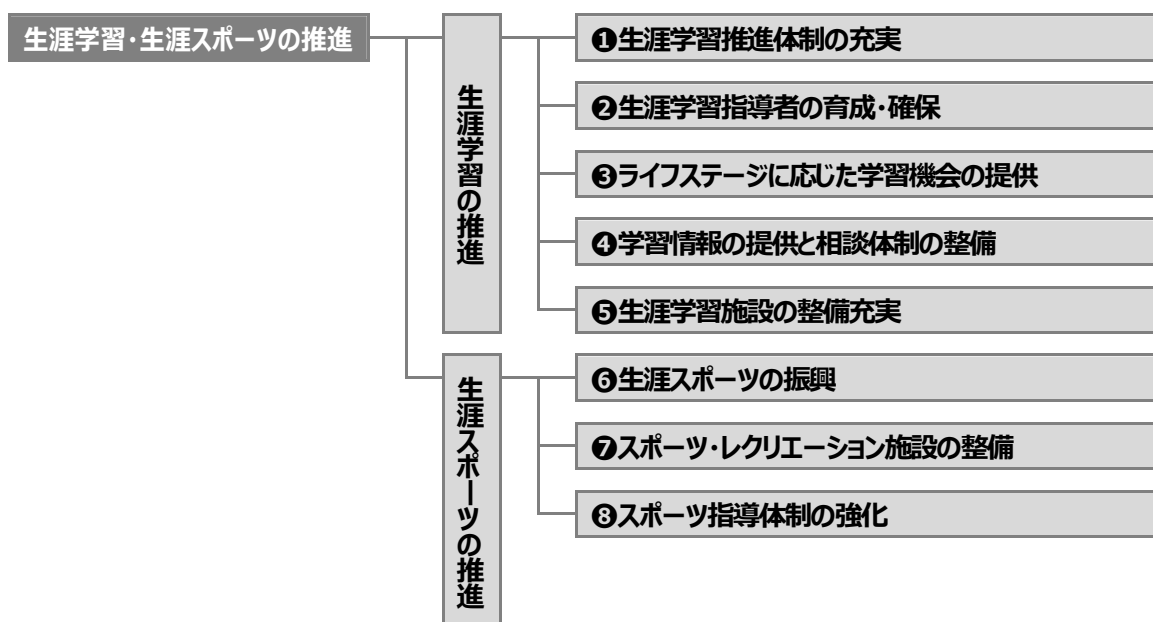
2 目指す方向

町民が自発的に、自らが必要とする学習内容や自分に適した学習方法を選び、生涯を通じて継続的できる生涯学習のまちづくりを目指します。

また、年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめるように体制、設備の充実に努め、生涯を通じたスポーツの振興を目指します。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
生涯学習講座の受講者数	225人/年間 ▶▶	200人/年間 ▶▶	200人/年間
七宗町体育館の利用者数	13,009人/年間 ▶▶	15,000人/年間 ▶▶	15,000人/年間

3 主要施策



①生涯学習推進体制の充実

- (1) 生涯学習の展開やニーズを踏まえ「七宗町生涯学習推進計画」を更新し、計画に基づき学校教育、一般行政を含めた取り組みを推進します。
- (2) 町民がそれぞれの課題や欲求に基づき、自発的に学習活動が展開できるよう、家庭、地域、学校等、関連各分野を総合的に取り込んだ生涯学習推進体制を確立し、民間の関係団体や機関等との連携を図りながら施策、事業の体系的な推進と学習機会の充実に努めます。

②生涯学習指導者の育成・確保

- (1) 生涯学習を支援するため、企画力、実践力、指導力を備えたリーダーの養成を図るとともに、生涯学習リーダーの登録制度を検討します。

③ライフステージに応じた学習機会の提供

- (1) ライフステージに応じた学習課題を把握、分析しながら、本町の地域性、学習ニーズ、施設整備、指導者等を考慮し、適時性・継続性を備えた生涯学習プログラムを開発します。
- (2) 各種講座、セミナー等を開設し、学習ニーズに応じて選択できるよう、町民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

④学習情報の提供と相談体制の整備

- (1) 学習情報のシステム化、ネットワーク化を図り、各種情報の効率的かつ効果的な収集、提供体制を確立し、学習内容や学習方法に関する指導・相談体制の充実に努めます。

⑤生涯学習施設の整備充実

- (1) 公民館やコミュニティーセンターをはじめとして、図書室等の身近な生涯学習施設の充実に努めます。
- (2) 学校施設の管理と運営の責任体制を明確にし、地域住民のふれあいの場、生涯学習の場、児童保育の場として、学校の教室等の有効利用を進めます。

⑥生涯スポーツの振興

- (1) 各種のスポーツ・レクリエーションのプログラムの充実を図り、生涯スポーツの普及、定着化に努めます。
- (2) 長期的展望に立った「七宗町スポーツ振興計画」の策定を検討します。

⑦スポーツ・レクリエーション施設の整備

- (1) 町民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、交流できる環境づくりを進めるため、既設のスポーツ施設の整備、拡充を図るとともに、多目的に利用できる運動公園等、社会体育施設の計画を検討します。
- (2) 町民のスポーツ・レクリエーションや行事、集会の拠点となる七宗町体育館の改修を進めます。

⑧スポーツ指導体制の強化

- (1) スポーツ推進委員をはじめとする専門指導員の養成やボランティア指導員の発掘、各種スポーツ団体リーダーの資質向上を図り、町民のスポーツニーズに応じられる指導体制の強化に努めます。
- (2) 各種スポーツ・レクリエーション活動の開催情報や施設利用情報等の効果的な提供に努めます。

1 現状と課題

生活水準の向上や余暇時間の増大等を背景に、心の豊かさを求めて、町民の芸術・文化に対する関心が高まっています。本町では、文化のつどいや小中学生を対象としたチャレンジクラブの開催により、伝統芸能等の芸術文化にふれあう場づくりを進めてきました。こうした地域の歴史や風土の中で培われ育まれてきた文化は、いつまでもここに住み続けたいという町の魅力を形成する重要な要素でもあります。また、本町の文化財は私的所有のもとに管理されていますが、その保存状況は十分なものとは言い難い状況です。

伝統芸能や文化財を保全・伝承するため、社会教育事業等の魅力化や高度な芸術・文化に関する学習・鑑賞機会の提供、地域の文化施設の整備等に努めるとともに、積極的に郷土学習の展開を図り、町民の文化意識を高める必要があります。

また、伝統芸能の指導者や後継者の育成に努めるとともに、文化財については、管理、保全、公開の充実を図る必要があります。

文化財の指定状況

国指定文化財

種別	種目	名称	時代等	所在地	指定年月日
天然記念物	植物	神湊神社の大杉	樹齢約800年	神湊4168-1	S5.2.28
天然記念物	地質	甌穴群 (ポットホール)		上麻生	S36.7.6

県指定文化財

種別	種目	名称	時代等	所在地	指定年月日
重要文化財	絵画	絹本着色釈迦十六善神図	室町時代	神湊4431-2	S46.12.14
重要文化財	絵画	絹本着色涅槃図	室町時代	神湊4431-2	S46.12.14
重要文化財	典籍	彩箋墨書妙法蓮華經寿量品第一六	江戸時代	神湊4431-2	S46.12.14
重要有形 民俗文化財	民俗芸能 用具	葉津文楽人形	江戸時代 初期	関市小屋名 (百年公園内)	S55.11.11

町指定文化財

種別	種目	名称	時代等	所在地	指定年月日
重要文化財	絵画	寧一山画像	鎌倉時代	神湊4431-2	S46.10.18
重要文化財	書跡	寧一山墨書真筆	鎌倉時代	神湊4431-2	S46.10.18
天然記念物	植物	ひいらぎの木	樹齢約200年	神湊12570	S47.6.5
重要文化財	彫刻	土岐頼貞公座像	江戸時代 初期	神湊4431-2	S55.2.24
重要文化財	彫刻	円空仏 (恵比寿像)	江戸時代	神湊3238-1	H元.5.31
重要文化財	彫刻	円空仏 (観音像)	江戸時代	神湊8755	H元.5.31
重要文化財	彫刻	円空仏 (観音像)	江戸時代	神湊3008	H元.5.31
重要文化財	彫刻	円空仏 (観音像)	江戸時代	神湊7095-2	H元.5.31
重要文化財	彫刻	狛犬	江戸時代	神湊4168-1	H元.11.6
重要文化財	彫刻	狛犬	江戸時代	上麻生葛屋	H元.11.6
重要文化財	彫刻	円空仏 (地藏像)	江戸時代	神湊小穴	H2.3.6
有形民俗文化財	民俗芸能 用具	葉津文楽人形頭	明治時代	神湊9871	H2.3.6
重要文化財	墨跡	掛軸 (潭海和尚墨跡)	明治時代	上麻生2544	H5.2.10
重要文化財	墨跡	掛軸 (潭海和尚墨跡)	明治時代	川並2276	H5.2.10
重要文化財	彫刻	円空仏 (観音像)	江戸時代	神湊8403	H5.2.10

資料：教育課

2 目指す方向

町民のふるさとへの愛着の深化を図るため、自主的な芸術・文化活動の振興を図るとともに、豊かな文化活動を行う場や機会の提供に努め、本町ならではの文化の創造を目指します。

また、先人より受け継いだ貴重な文化財を町民共有の財産として適切に保全し、後世に継承していくとともに、その活用を図ります。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
文化財活用講座の参加者数	—	▶▶ 30人/年間	▶▶ 50人/年間

3 主要施策

芸術・文化活動の充実

①文化意識の高揚

②文化活動の振興

③文化施設の充実

④文化財の保全・活用

①文化意識の高揚

- (1) 文化情報誌等により、芸術・文化に関する具体的事業や関連活動等について絶えず積極的な情報を提供し、啓発することにより、町民の文化に対する意識の高揚を図ります。

②文化活動の振興

- (1) 講演会や美術展、演劇、音楽会等、優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、町民の芸術・文化への関心を高めるとともに、自主的文化活動を促進します。
- (2) 文化活動の主体となる各種文化団体、グループ等の育成を図るとともに、その活動成果を発表する場の提供や相互における交流機会の充実に努めます。

③文化施設の充実

- (1) 地域に根ざした町民の主体的な文化活動の活性化を図るため、地区公民館等の施設整備に取り組み、利用を促進します。

- (2) 「日本最古の石博物館」の施設・展示内容の充実を図るとともに、町内外の方が自由に参加できる継続性のあるイベントの開催を通じ、広域的な文化交流の展開に努めます。

④文化財の保全・活用

- (1) 指定文化財や潜在する価値の高い文化財について、調査研究体制を充実するとともに、保存団体の育成や町民への文化財保護思想の普及啓発に努めます。
- (2) 地域に伝わる民話や伝統芸能、伝統行事等、郷土の歴史や文化を伝える文化資源を掘り起こし、その保全、伝承に努めるとともに、地域に残る歴史・民俗資料の整理を進め、さらに、保管、展示等の機能をもつ民俗資料館の整備を検討します。
- (3) 郷土芸能や祭等の年中行事の後継者の確保・育成を図るとともに、誰もが参加できる組織づくりを進めます。
- (4) 地域の歴史を、次代に継承し、郷土愛を深めるための郷土学習を推進します。



4-4

ふれあい交流活動の推進

1 現状と課題

インターネットの普及にみられる情報通信網の発達やアジア諸国等の経済成長に伴う外国人観光客の増加等、国際化はますます進展し、さまざまな機会を通じて活発な国際交流が展開されています。本町の周辺地域では、製造業を中心に日系人等の雇用が増加しており、本町においても、平成26（2014）年現在で33人の外国人住民が暮らしています。

国内のみならず、国外の諸地域との交流を進めることは、本町の新たな活力と展望を開くものであり、また、創造性豊かな人づくりの大きな契機となりうるものであることから、今後ともより広域的な交流を推進するための条件を整えるとともに、交流活動を積極的に推進していく必要があります。

2 目指す方向

長期的な視野に立ち、国際化の進展に柔軟に対応できる人材育成を推進します。

また、国内の交流では多様な交流活動を促進するため、町民一人ひとりの意識を啓発するとともに、交流を推進する環境づくりに努めます。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
地域間交流イベントの参加者数	2,000 人/年間	2,000 人/年間	2,000 人/年間

3 主要施策

ふれあい交流活動の推進

①交流社会の基盤づくり

②国際交流・地域間交流の推進

③広い視野をもつ人材の育成

④交流組織の育成

①交流社会の基盤づくり

- (1) 学校教育、社会教育、地域活動を通じて、国内外への関心を高める取り組み施策を積極的に展開するとともに、地域内外の人たちと交流する積極性や来訪者を温かく迎え入れる心の醸成等、地域間交流を促進するための教育を推進します。
- (2) 研修等により町職員の専門能力の強化に努めるとともに、本町に在住したり、訪れる外国人が不便や不安を感じないよう、各種行政案内や観光パンフレット、看板等外国人に配慮したまちづくりを推進します。

②国際交流・地域間交流の推進

- (1) 本町の自然、文化、歴史等の地域特性を生かしたイベントやスポーツ、産業等の広い分野において国内他地域との交流を推進し、来訪者が楽しめるような交流を充実させます。
また、友好都市・姉妹都市提携についても検討を進めます。
- (2) 国際交流・地域間交流の先進地への視察研修機会を拡充するとともに、各種団体や学校、行政等を通じた地域間交流を促進します。
- (3) 町内の各種団体、組織をはじめ、世代間、町出身者等の多面的な交流事業を展開し、既存の施設やイベントを活用して、あらゆる機会での相互交流のきっかけづくりを展開します。

③広い視野をもつ人材の育成

- (1) 町民一人ひとりが、外国人に対して開かれた意識をもち、進んで外国人との連帯感を醸成できるよう、小中学校でのALTの登用を続けます。
また、町民に対しても国際理解のために英会話等の講座の継続、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

④交流組織の育成

- (1) 民間交流組織の意識醸成を図り、行政と一体となって国内外の諸都市との交流活動の活発化を図ります。

1 現状と課題

青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子の接触機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。

また、近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加等、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。こうした状況に対し、本町では、青少年育成町民会議を中心に各種団体等の協力を得ながら、青少年の健全育成思想の普及活動や社会教育環境の浄化について取り組んでいます。

次代を担う青少年が希望と郷土への誇りをもち、心身ともにたくましく、また、地域社会の一員としての自覚をもち、主体的に生きる社会人として成長してもらうことが町民すべての願いです。このため、家庭や地域、学校、行政の密接な連携のもと、青少年の社会参加への機会の拡充や主体的な活動に対する支援の充実に努める必要があります。

また、すべての町民が社会規範や人権に対する正しい認識と意識をもつことが重要であり、町ぐるみで青少年を見守り、育む良好な環境づくりを進める必要があります。

2 目指す方向

家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の社会参加等を促し、豊かな社会性と創造性を身につけた心身ともにたくましい青少年の育成を目指します。

3 主要施策

青少年の健全育成

①青少年活動の促進

②青少年健全育成環境づくりの推進

③指導者・リーダーの養成

④相談事業の充実

①青少年活動の促進

- (1) 青少年の文化、芸術、スポーツ等の様々な活動や自然とのふれあい等の体験学習への参加を促進します。
- (2) 環境美化や福祉等の地域ボランティア活動に対する意識の高揚を図るとともに、活動の場や情報の提供により、実践活動を推進します。
- (3) 青少年が同年代の仲間や異年齢世代の人々との交流ができる機会や場の提供に努めます。
- (4) 海外ホームステイや外国人青年の受け入れ等、国際交流事業を展開し、様々な体験を通して国際感覚を備えた青少年を育成します。

②青少年健全育成環境づくりの推進

- (1) 青少年育成町民会議等の組織強化を図り、町民の理解と協力のもと、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりを推進します。
- (2) 関係機関との連携を密にして、非行やいじめの防止体制の強化を図ります。
- (3) 人権問題や社会規範について、正しい認識と意識の醸成を図ります。

③指導者・リーダーの養成

- (1) 青少年活動が豊かに展開できるよう、地域団体、各年齢層の指導者の養成や地域での体験学習を指導できる人材の発掘に努めます。

④相談事業の充実

- (1) 悩みや問題をもつ青少年に、温かい手を差し述べるとともに、家庭や地域、学校等の連携を密にし、より総合的な相談事業の推進に努めます。

1 現状と課題

わが国では、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会形成に向けた法律等は整備されつつありますが、依然として性別による不平等な慣行、固定的な役割分担等が残り、男女共同参画の実現の妨げとなっています。しかし、少子高齢化の進行や不安定な社会経済情勢の中、より豊かで活発なまちづくりに向けては、女性の社会参画を促進し、男女がともに力を合わせて、新たな状況へ対応することが求められています。こうした状況に対し、本町では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成26（2014）年に「七宗町男女共同参画基本計画」を策定しました。

今後は、「七宗町男女共同参画基本計画」に基づき、家庭、地域、学校、職場等の関係機関とも連携を図りながら、あらゆる分野で女性も男性もともに参画し、相互の自立を育み、人権を尊重し合う社会を実現する必要があります。

2 目指す方向

すべての町民が思いやり、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
審議会・委員会等への女性委員の登用率	13.3%	20.0%	30.0%

3 主要施策

男女共同参画社会の実現

①女性の学習活動・社会参加の促進

②男女共同参画社会への意識の確立

①女性の学習活動・社会参加の促進

- (1) 家庭教育、学校教育、生涯学習等の学習活動を通して女性を取り巻く諸問題への認識を高めるとともに、女性団体活動の活性化や自主的なサークル活動への支援を図ります。
- (2) セクシャルハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする人権侵害に対して、対処できる体制の充実を図ります。
- (3) 商工会や町内事業所等と連携し、男女がともにその能力に応じて働きやすい職場環境づくりを進めます。
- (4) 女性の意見を行政に反映するため、審議会や委員会等への女性の登用を進めます。

②男女共同参画社会への意識の確立

- (1) さまざまな機会を通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会づくりに対する意識啓発を進めます。
- (2) 出産、子育て、介護等の女性が働き続けるうえでの問題について、仕事と家庭との両立を目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度の理解と履行促進を図ります。